

五戸町新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和3年2月22日（月）

16時00分～17時00分

場所：役場3階第1・2・3委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）状況報告等

五戸町のワクチン接種体制整備状況について

（2）本部長指示事項

3. 閉 会



新型コロナウイルス感染症対策本部 ワクチン接種対策チーム組織図



ワクチン接種対策チーム



・総括
・医師会、医療機関との連絡調整

対策本部構成員(課長等)

新型インフルエンザ等対策行動計画に準じた各員(各課長等)が、それぞれの役割の中でワクチン接種を支援

- ・総合病院 院長
- ・総合病院 事務局長
- ・総合病院 総看護師長
- ・五戸消防署長
- ・財政課長、総合政策課長
- ・税務課長、福祉課長
- ・住民課長、農林課長
- ・建設課長、出納室長
- ・議会事務局長
- ・農業委員会事務局長
- ・教育課長

グループリーダー(課長補佐:総務課、財政課、税務課)	グループリーダー(課長補佐:総合政策課、住民課)	グループリーダー(課長補佐:福祉課)	グループリーダー(課長補佐:総合病院、農林課、農業委員会、建設課、出納室、教育課、議会事務局)
調整グループ	システムグループ	高齢者施設グループ	接種グループ
<ul style="list-style-type: none"> 総務課 行政防災班(3)総務班(3)人事班(3) 財政課 財政班(3)管財班(3) 税務課 住民税班(6)固定資産税班(5) 会計年度職員(新規採用)(2) 	<ul style="list-style-type: none"> 総合政策課 地方創生班(3)企画統計班(4) 総合政策課 政策調整班(3) 住民課 戸籍住民班(4)国保班(5) 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課 児童・高齢福祉班(5)障がい福祉班(3) 福祉課 介護保険班(5)高齢者支援班(5) 	<ul style="list-style-type: none"> 五戸総合病院事務局 農林課 農林畜産班(7)農村整備班(3)、農業委員会(3) 建設課 都市計画班(4)土木班(4)、出納室(2) 教育課 総務班(5)社会教育班(4)、議会事務局(1)

健康増進課 環境衛生班(2)、健康増進班(6)

- | | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・国県及び市内の連絡調整 ・接種券の作成・発送 ・物資の確保、契約に関する事 ・報道対応、広報に関する事 ・人員の手配に関する事 ・接種予約に関する事 ・相談室(コールセンター、問合せ対応) | <ul style="list-style-type: none"> ・システム改修(健康かるて) ・V-SYSとの調整 ・接種予約システム関係 ・接種記録管理 ・広報(ホームページ)に関する事 ・マイナンバーとの連携に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設の接種体制に関する事 ・ワクチン接種に関する事 ・集団及び個別接種会場に関する事 ・救急体制に関する事 ・接種会場での相談対応に関する事 |
|---|--|--|

※上記の接種予約、相談室の応援体制は全庁対応

(1) 状況報告等

五戸町のワクチン接種体制整備状況について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する厚生労働大臣の指示等について

- 2月14日に、ファイザー社の新型コロナワクチン（商品名：コミナティ、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2））が医薬品医療機器等法の特例承認を受けた。
- 2月15日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等の諮問・答申を経て、16日に以下を公布・施行・発出したところ。
 - ・ 臨時の予防接種実施に係る厚生労働大臣の指示（対象者、実施期間等）
 - ・ 予防接種法施行令（妊娠中の者に係る接種を受ける努力義務の除外）
 - ・ 予防接種法施行規則（副反応疑い報告基準等）、予防接種実施規則（接種方法等）

臨時接種の実施に係る市町村への厚生労働大臣の指示の内容

下記の通り新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

1 対象者

貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する16歳以上の者

2 期間

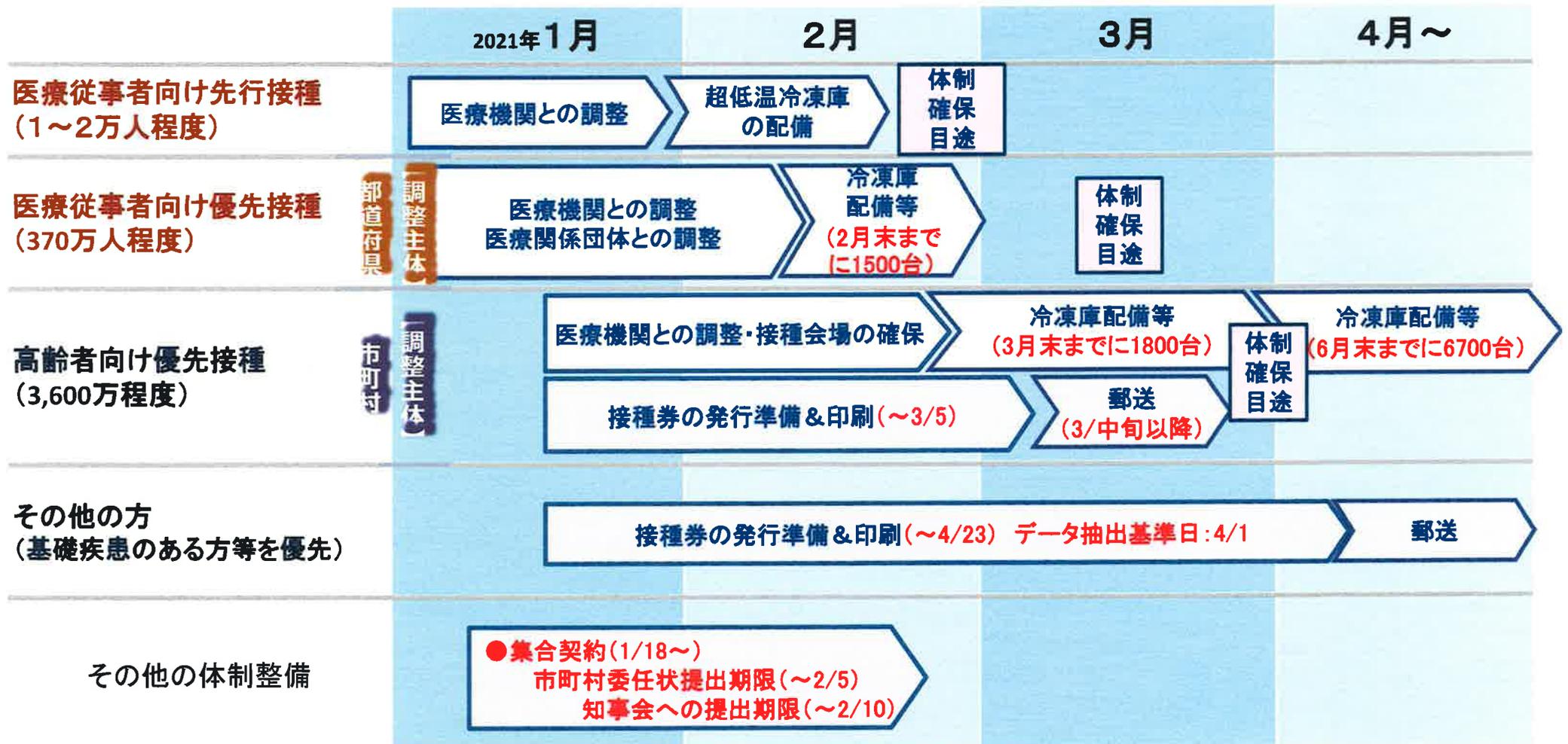
令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

3 使用するワクチン

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の承認を受けたものに限る。）

新型コロナワクチンの接種体制の構築（スケジュールのイメージ）

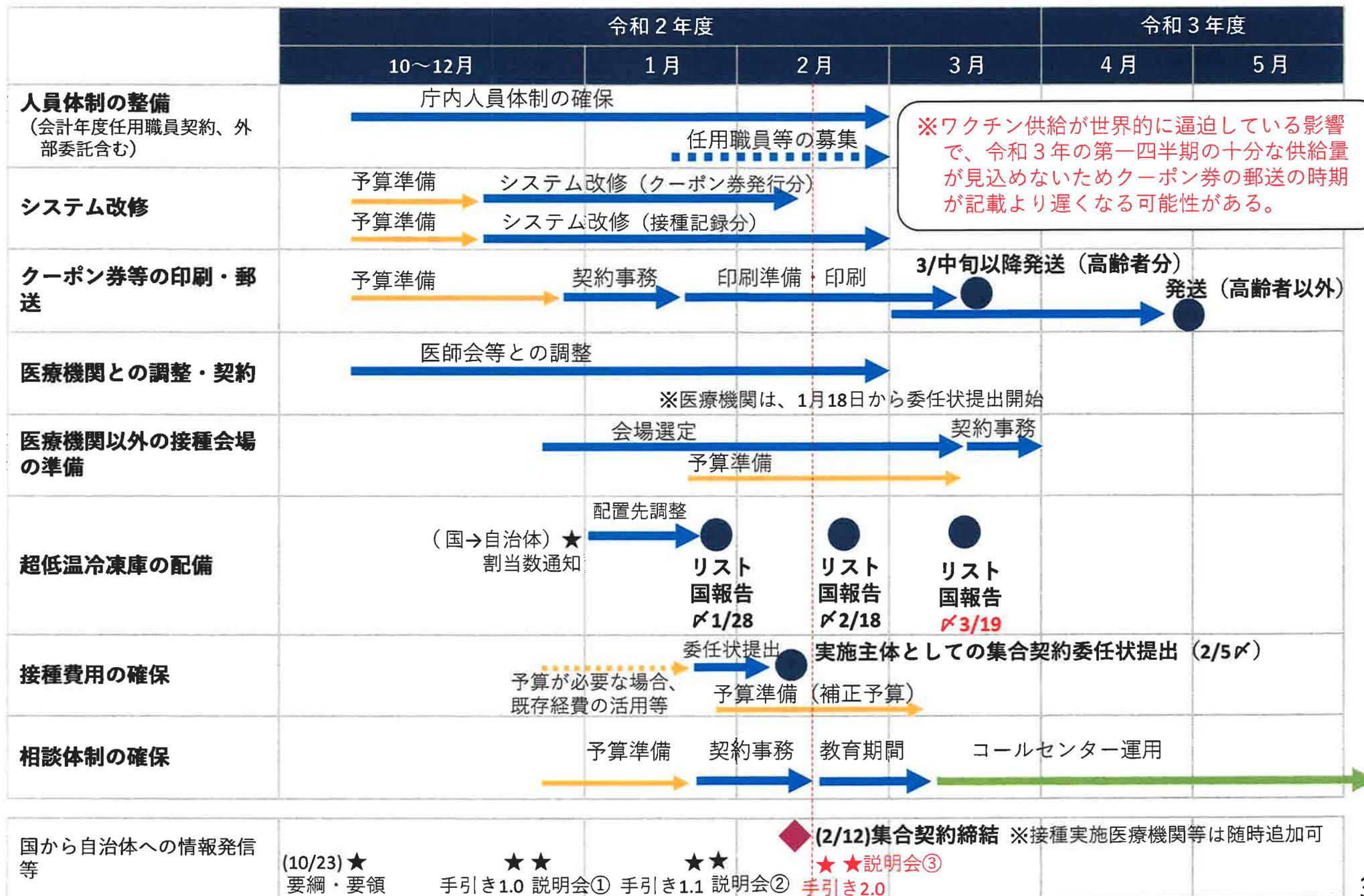
- ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、都道府県・市町村と連携して、接種体制を整える。



注: 優先順位は検討中の案に基づく

体制確保に係る市町村準備スケジュール（イメージ）

★更新★

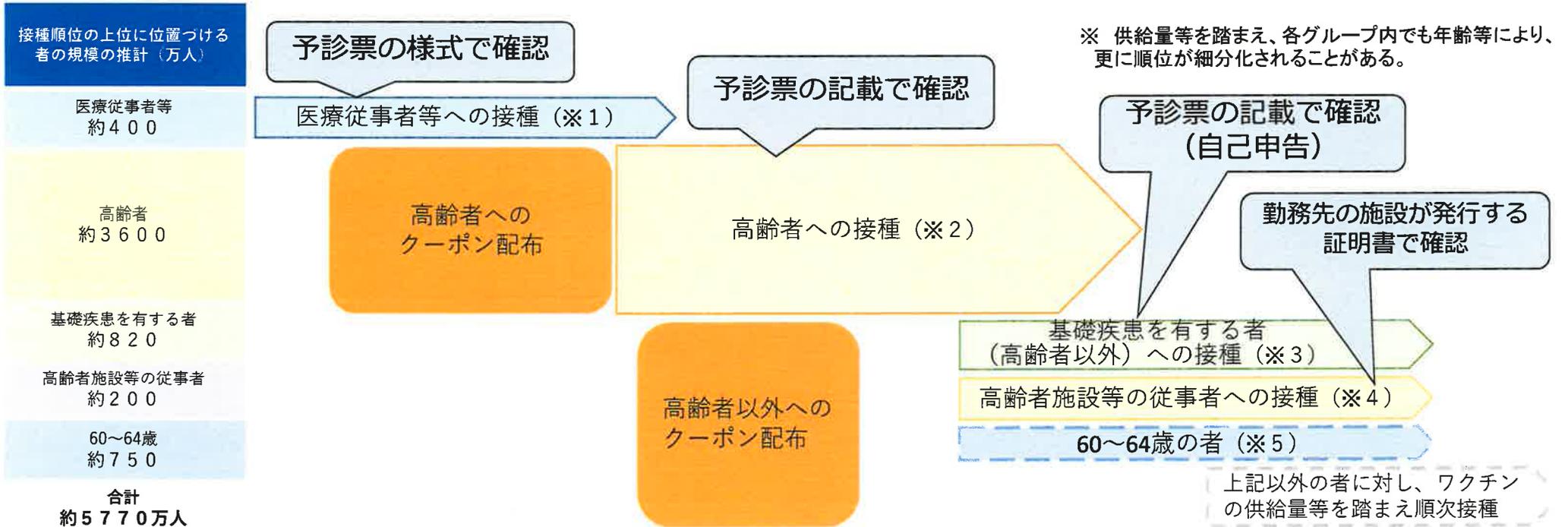


令和2・3年度 五戸町新型コロナワクチンの接種体制確保に係る準備スケジュール

		令和3年1月			令和3年2月			令和3年3月			令和3年4月			令和3年5月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
1	人員体制の整備 会計年度任用職員 契約・外部委託等				庁内人員体制の確保 会計年度任用職員募集 (広報このへまち1月号掲載)						4月1日採用 会計年度任用職員					
2	システム導入・改修				システム(健康かるて)改修業務委託契約 契約日 令和3年1月22日 履行期限 令和3年3月19日											
3	接種券等の印刷・郵送				接種券・封筒 印刷 契約・納品			接種券印刷(高齢者) 約6700人封入・封 緘・抜き取り作業		接種券発送 (高齢者) 3月下旬		接種券(高齢者 以外)発送 4月下旬予定				
4	予診票・接種案内							・予診票 ・接種案内 印刷		・予診票 医療 機関へ配布、接 種券と同封も可 ・接種案内郵送						
5	医療機関との調整				・医療機関との調整 五戸総合病院 町内医療機関(3医院)											
6	超低温冷凍庫の配備							超低温冷凍庫1台 五戸総合病院に配置						超低温冷凍庫1台 配置先未定		
7	接種費用の確保・支払				・全国知事会と全国医師会 との集合契約のための委任 状提出(R3.2.5) ・集合契約締結(R3.2.12)			予算準備 (補正予算・令和 3年度当初予算)						接種費用支払 事務(毎月 国保連へ支払)		
8	相談体制・接種予約体 制の確保							コールセンター等 契約準備		コールセンター・予約システム運用						
9	高齢者施設における接 種						・福祉施設への説 明(福祉課と連携)		・福祉施設入所等接種者取りまとめ							

接種順位の上位に位置づける者の接種順位と規模(想定)

● これまでの議論を踏まえると、接種順位、対象者の範囲・規模について、現時点では以下のように想定される。



※1
・ 新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む。以下同じ。)に直接医療を提供する施設の医療従事者等(新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。)
・ 医療従事者については市町村からのクーポン配布によらずに接種できる仕組みを検討中

※4
・ 高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等(介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等)において、利用者に直接接する職員

※2
・ 令和3年度中に65歳以上に達する人
・ ワクチンの供給量・時期等によっては、細分化が必要な場合がある

※5
・ ワクチンの供給量による

※3
1. 以下の病気や状態の方で、通院/入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病(肝硬変等)
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
7. 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
11. 染色体異常
12. 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
13. 睡眠時無呼吸症候群

2. 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方

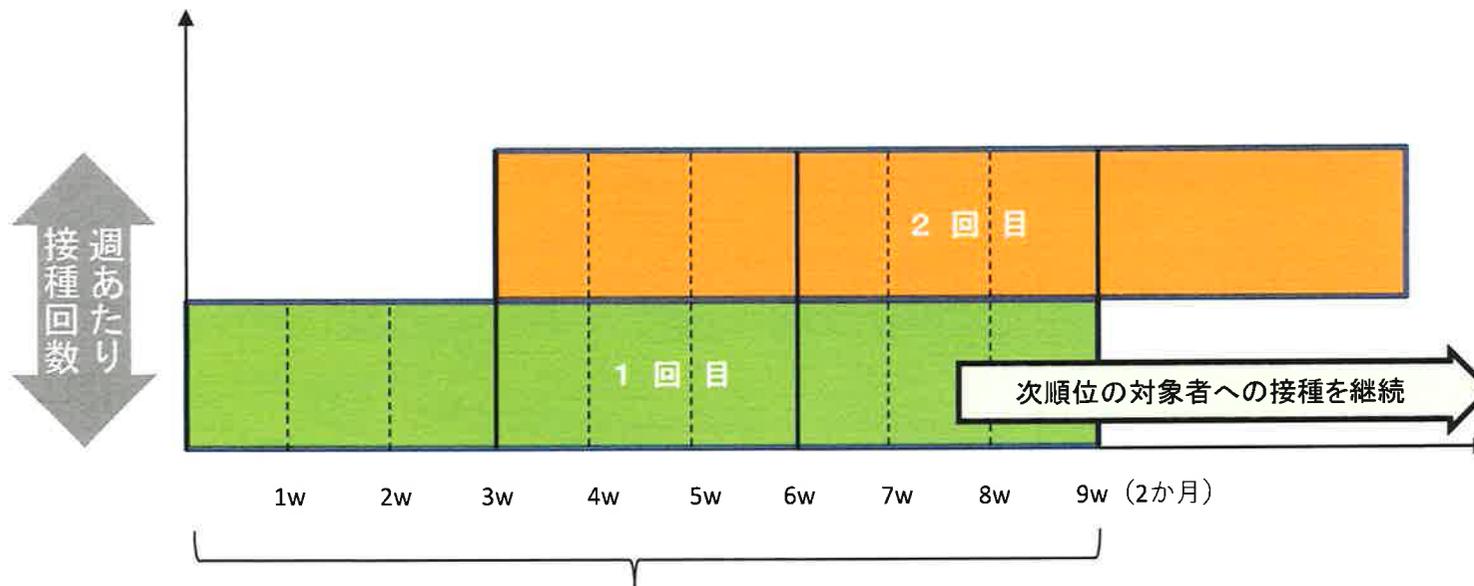
整備の目標とする接種体制の規模

- 市町村において、早期に接種を進めることのできる体制を整備する観点から、具体的な被接種者数を想定して、接種の体制整備を行う。
- 65歳以上の高齢者に相当する人数の1回目、2回目の接種をそれぞれ2か月以内で実施できることを念頭に、週あたりに提供する接種回数を算出し、体制整備の目標とする。

※ 実際の接種は本人の同意に基づいて行うものであり、全員が接種を受けることを目指すものではない。2か月の間であっても、状況により、次順位の対象者への接種に移っていくことになる。

高齢者に相当する人数の1回目、2回目の接種をそれぞれ2か月以内で実施できる体制

- $\frac{\text{人口} \times \text{万人} \times \text{高齢化率}}{\text{(65歳以上の人口)}} \div 9 \text{週間} \times 2 = \text{週あたりの接種回数}$
(2回接種)

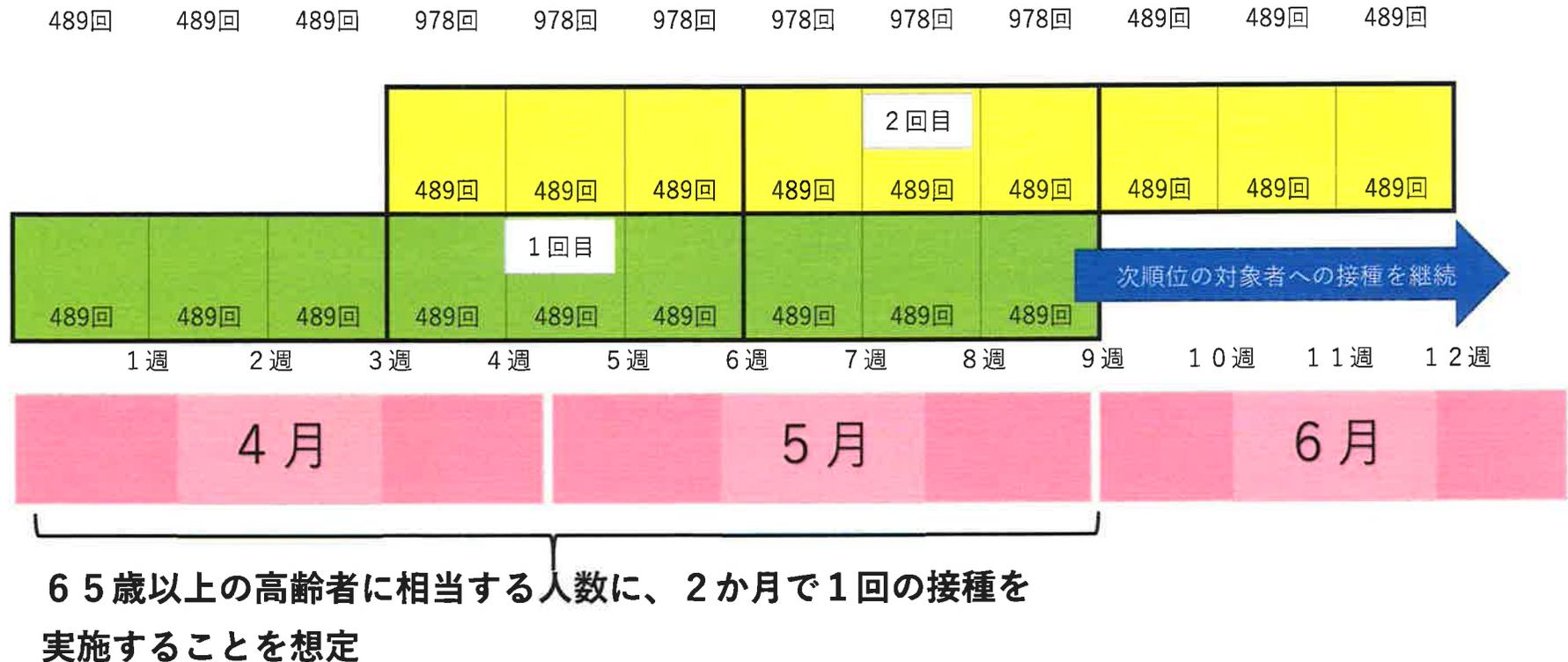


65歳以上の高齢者に相当する人数に、2か月で1回目の接種を実施することを想定

五戸町の接種体制の規模①

65歳以上の人口 約6,700人 (五戸町人口16,655人×高齢化率40%)

65歳以上の人口約4,400人 (65歳以上の人口6,700人×接種率65%) ÷ 9週間×2回接種
 = 週あたりの接種回数978回



五戸町の接種体制の規模②

1 週当たり接種人数489人の場合

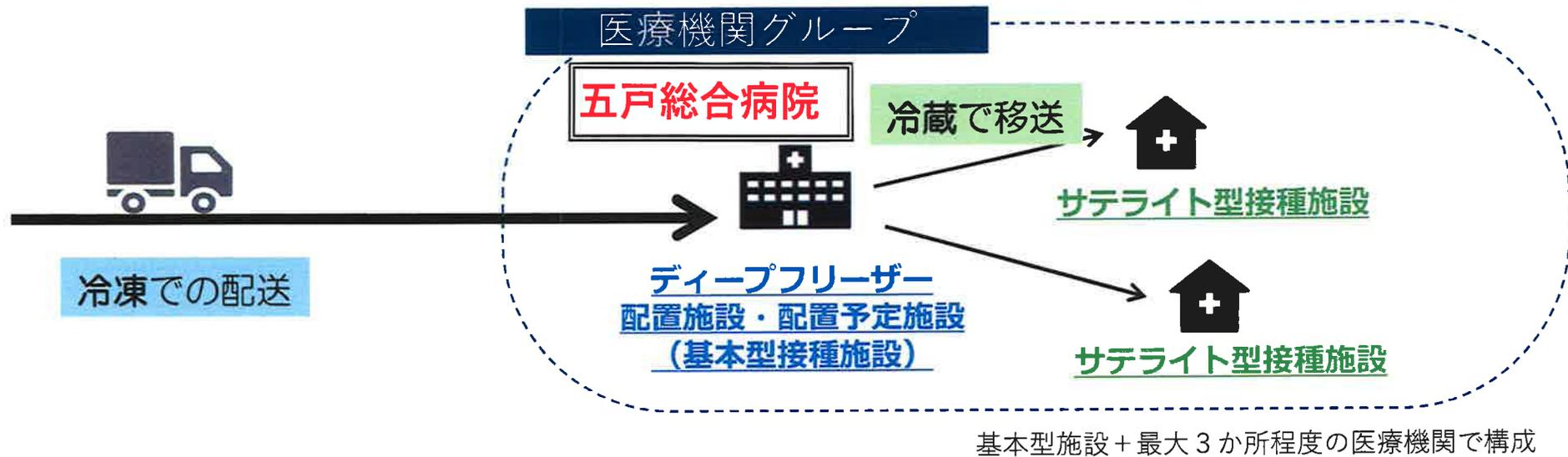
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	合計
1日当たりの接種人数	98人	98人	98人	98人	97人	0人		489人

2 週当たり接種人数978人の場合

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	合計
1日当たりの接種人数	196人	196人	196人	196人	194人	0人		978人

ファイザーのワクチンの医療機関グループでの接種

- ファイザー社のワクチンについては、1回の配送単位が大きく（約1000回接種分）、超低温の保管を要することから、保管が可能な施設に限られる。
- 保管を行わない施設でも接種できるよう、医療機関グループを構成し、基本型接種施設から、頻りに冷蔵で移送し、ワクチンの有効な期間内（冷蔵での保管期間＝解凍から5日以内）に接種することができることとする。



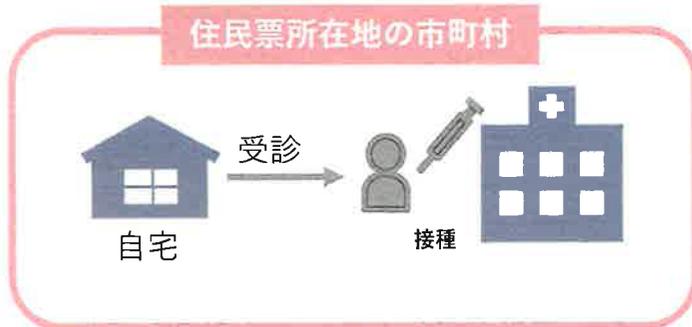
- 冷蔵での移送には、一定の条件（保冷箱・保冷剤の使用、移送は原則として3時間以内 等）を満たす必要がある。
- 移送は医療機関が行い、基本型接種施設の記録台帳に移送数、移送先などを記録する。
- 保管期限までに使用できるよう、小分けにして移送するほか、サテライト型接種施設で移送数・保管期限と使用数を管理する。

注：ワクチンを多くの施設に小分けにしすぎると、バイアル（瓶）ごとの接種回数の端数など、接種されないままとなるワクチンが増えて無駄が生じるため、原則として基本型施設+最大3か所程度の医療機関でグループを構成し、接種施設に被接種者を誘導する。

- 新型コロナウイルスワクチンの接種は、平時の定期接種と同様に、各地域で住民向けの接種体制を構築することから、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。
- ただし、長期入院、長期入所している等のやむを得ない事情による場合には、住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができることとする。

原則（住所地内で接種）

- ・ 住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることが原則とする。
- ・ 市町村は住民向けの接種体制を構築する。



平時の定期接種と同様

例外（住所地外で接種）

- ・ 長期入院、長期入所している方等のやむを得ない事情による場合には、例外的に住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができる。

やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者の例

市町村への申請が必要な方

- ・ 出産のために里帰りしている妊産婦
- ・ 遠隔地へ下宿している学生
- ・ 単身赴任者 等

市町村への申請が不要な方

- ・ 入院・入所者
- ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・ 災害による被害にあった者
- ・ 拘留又は留置されている者、受刑者 等

住民票所在地の市町村



住民票所在地以外の市町村



実施主体と関係者の役割

- ・国は、高齢者施設の接種体制の留意点をまとめ、都道府県及び実施主体である市町村へ周知する。なお、あわせて、高齢者施設の関係団体へ周知する。
- ・都道府県は、市町村が管内の高齢者施設の把握を円滑に行えるよう協力をする。
- ・市町村は、都道府県の協力を得ながら、管内の高齢者施設を把握する。その上で、高齢者施設に対し、接種体制等の説明を行う。

また、市町村は、管内の各高齢者施設の入所者の接種方法を把握するとともに、介護保険施設の嘱託医等が接種実施医療機関に該当せず、高齢者施設での接種の調整が困難な場合は、市町村が郡市区医師会と相談し、接種医の調整を行う。

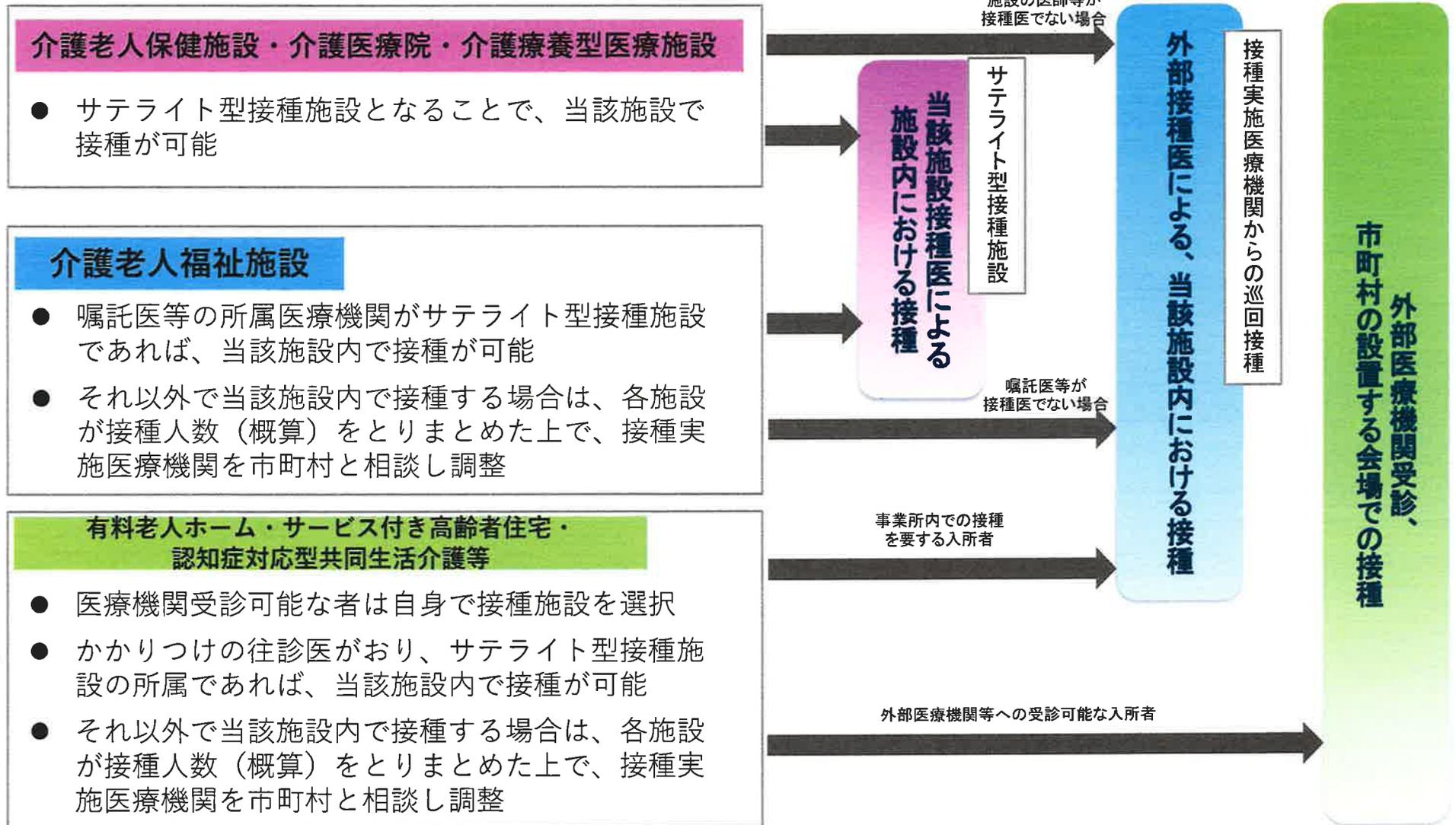
なお、円滑な予防接種の推進を図るため、市町村介護保険部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局が中心にとりまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられるが、各自治体の状況に応じて対応されたい。

- ・高齢者施設は、平時の定期接種等を基本にしながら接種場所の検討と市町村への報告を行う。さらに、入所者（または家族）に対して、予防接種に関する必要な事項（接種券、予診票の記入等）について説明を行う。

- 高齢者施設においては、入所者の平時の定期接種等の接種場所を踏まえ、接種場所の検討を行う。今般の新型コロナウイルスワクチンの接種体制及び特性等を踏まえ、高齢者施設の実施においては、特に以下の点について留意が必要
 - ・ワクチンの安全な運搬・管理
 - ・ワクチンの接種実施医療機関の確認
 - ・施設内の被接種者数の把握と会場の設定
 - ・ワクチンの副反応の早期発見と報告
 - ・接種場所の例外による請求事務

高齢者施設の入所者への接種の進め方(概要)

- 高齢者施設の入所者への接種方法は、本人の選択又は施設が調整。標準的な実施方法は以下の通り。



- 注1) ディープフリーザーを設置するなどによりワクチンが直接配送され接種を行う医療機関を「基本型接種施設」、基本型施設から冷蔵でワクチンの分配を受け接種を行う医療機関を「サテライト型接種施設」という。
- 注2) 巡回接種とは、接種会場への移動が困難な者等に対して、接種実施医療機関等が接種会場以外の場所へ赴き、接種会場以外の場所において接種を行うことをいう。
- 注3) 高齢者施設については、介護保険施設のほか、居住系介護サービス等を含むことを想定。
- 注4) 全ての施設種別において、外部医療機関受診や市町村の設置する会場での接種は可能。

五戸町福祉施設等一覧

令和3年2月1日現在

資料提供 福祉課

施設の種類		施設名	定員	嘱託医・施設医
1特別養護老人ホーム	①	ハピネス五戸	50	メディカルコート八戸西
1特別養護老人ホーム	②	さくら荘	55	松尾医院
1特別養護老人ホーム	③	ひだまり（地域密着型）	29	五戸総合病院
1特別養護老人ホーム	④	素心苑(地域密着型)	29	五戸総合病院
2ショートステイ	①	ハピネス五戸	10	メディカルコート八戸西
2ショートステイ	②	さくら荘	5	松尾医院
2ショートステイ	③	ひだまり	10	五戸総合病院
2ショートステイ	④	素心苑	10	五戸総合病院
5グループホーム	②	銀杏苑（地域密着型）	18	
5グループホーム	③	まきば（地域密着型）	18	
6有料老人ホーム	①	かわらまち	32	
6有料老人ホーム	②	ひばりの	55	
6有料老人ホーム	③	サテライトごのへ	21	
6有料老人ホーム	④	つくし	31	